

森町竹等粉碎機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における放置竹林の拡大抑制並びに森林の整備及び保全を推進するため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年森町条例第39号）第7条の規定に基づき行う竹等粉碎機（以下「粉碎機」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを受けることができる者は、町内において、営利を目的とせず、放置竹林の拡大抑制又は森林の整備若しくは保全に資する作業を行う次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に所在する竹林又は森林を所有する個人又は団体
- (2) 町内会、部農会その他町内に活動の拠点を有する団体（代表者を定めているものに限る。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が公益上必要があると認める者

2 前項各号に掲げる者が、作業を行う竹林又は森林の所有者又は管理者でないときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(貸出しの要件)

第3条 粉碎機の貸出しを受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 粉碎機を使用する作業に従事する者が2人以上であること。
 - (2) 前号の者に、町が実施する粉碎機の操作講習を修了した者又は町長がこれと同等以上の操作技術を有すると認める者（以下「操作技術者」という。）が1人以上含まれていること。
 - (3) 粉碎機を使用する作業に従事する者が、当該作業中の事故を補償の対象とする傷害保険その他これに類する保険に加入していること。
- 2 粉碎機を操作することができる者は、操作技術者に限る。
- 3 操作技術者は、粉碎機を使用する作業中、作業場所に常駐しなければならない。

(貸出期間)

第4条 粉砕機の貸出期間は、貸出しの日から起算して7日以内とする。ただし、町長が特に必要があると認め、かつ、他の貸出しに支障がないときは、貸出期間を変更することができる。

2 粉砕機の貸出し及び返却は、森町の休日を定める条例（平成2年森町条例第8号）第1条に規定する町の休日以外の日に行うものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用区域）

第5条 粉砕機を使用することができる区域は、森町内とする。

（貸出申請）

第6条 粉砕機の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の7日前までに、竹等粉砕機貸出申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、当該期限によらないことができる。

（1） 作業実施箇所の位置図

（2） 第3条第1項第3号の保険への加入を証する書類の写し

（3） 作業参加者名簿

（4） 作業実施箇所の所有者又は管理者の承諾を証する書類。ただし、申請者が当該作業実施箇所の所有者又は管理者である場合を除く。

（5） 前各号に掲げるもののほか、貸出しの対象者又は貸出しの要件に該当することを確認するため町長が特に必要と認める書類

2 申請者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

（貸出しの決定）

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出しを適当と認めるときは、竹等粉砕機貸出決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸出しの決定に必要な条件を付することができる。

3 同一の貸出期間について複数の申請があったときは、町長は、それぞれの申

請に係る作業の公益性、緊急性その他の事情を考慮して、貸出しを決定するものとする。

(貸出しの決定の取消し等)

第8条 町長は、前条第1項の規定により貸出しの決定を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの決定を取り消し、粉砕機の使用を中止させ、又は粉砕機を返却させることができる。

- (1) この要綱、貸出条件、取扱説明書又は町長の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により貸出しの決定を受けたとき。
- (3) 営利を目的として使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 申請した目的若しくは場所以外に使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは転貸したとき。
- (5) 粉砕機の維持管理又は安全管理上支障があると認められるとき。
- (6) 第2条に規定する貸出しの対象者又は第3条に規定する貸出しの要件に該当しないことが判明したとき。
- (7) 天災、荒天、粉砕機の故障その他の事情により貸出し又は使用が適当でないと認められるとき。
- (8) その他町長が貸出し又は使用を不適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による措置を講じたときは、書面その他適当な方法により、その旨を利用者に通知するものとする。ただし、貸出しの決定を取り消したときは、書面により通知するものとする。

(費用負担)

第9条 粉砕機の貸出しは、無料とする。ただし、粉砕機の運搬及び稼働に要する一切の経費は利用者の負担とする。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉砕機を善良な管理者の注意をもって管理し、適切に使用すること。
- (2) 粉砕機を申請した目的及び場所において使用し、第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 操作技術者以外の者に粉砕機を操作させないこと。
- (4) 取扱説明書及び町長の指示に従うこと。

- (5) 平坦で安定した場所において使用し、傾斜地で使用しないこと。
- (6) 作業に従事する者に、ヘルメット、安全靴、保護眼鏡、防音保護具、適切な保護手袋、長袖及び長ズボンを着用させること。
- (7) 作業場所への第三者の立入りを防止するとともに、粉砕物、騒音、振動及び粉じんによる周辺への影響を防止するために必要な措置を講ずること。
- (8) 竹木類以外の物又は土石その他の異物が付着した竹木類を投入しないこと。
- (9) 詰まりの除去、点検、清掃又は調整を行うときは、エンジンを停止し、回転部が完全に停止したことを確認した上で、エンジンキーを抜き取ること。
- (10) 粉砕機を改造し、又は利用者自ら修理しないこと。
- (11) 第2条第2項の承諾を得ずに作業を行わないこと。
- (12) 粉砕物を関係法令に従い適正に処理すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が安全な使用のために必要と認めて指示する事項に従うこと。

(返却)

第11条 利用者は、粉砕機の貸出期間が満了したとき、粉砕機を使用する必要がなくなったとき、又は第8条第1項の規定により貸出しの決定を取り消されたときは、粉砕機を速やかに町長が指定する場所に返却しなければならない。

2 利用者は、粉砕機を返却するときは、点検及び清掃並びに燃料の補給を行わなければならない。

3 利用者は、粉砕機を返却するときは、竹等粉砕機使用実績報告書（様式第3号）に作業実施前、作業中及び作業実施後の状況が分かる写真を添えて、町長に提出しなければならない。

(貸出し及び返却時の確認等)

第12条 町長は、粉砕機を貸し出すとき及び利用者が粉砕機を返却するときは、利用者の立会いの下、粉砕機の状態、付属品その他必要な事項を確認するものとする。

2 町長は、粉砕機を貸し出すときは、利用者に対取扱説明書を交付するとともに、利用者及び操作技術者に粉砕機の操作方法及び安全上の注意事項を説明す

るものとする。

3 利用者は、第1項の確認に立ち会うとともに、前項の説明を受けなければならない。

4 操作技術者は、前項の説明を受けなければならない。

(事故等の報告)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに必要な応急措置を講じ、町長に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(1) 人身事故が発生したとき。

(2) 第三者の財産に損害を与えたとき。

(3) 粉砕機を損傷し、滅失し、又は盗難に遭ったとき。

(4) 粉砕機に故障又は異常が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、粉砕機の安全な使用又は管理に支障を及ぼす事態が発生したとき。

2 利用者は、前項の場合において、消防、警察その他関係機関への通報が必要なときは、直ちにこれを行わなければならない。

3 利用者は、第1項の規定による報告をしたときは、速やかに竹等粉砕機事故等報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により粉砕機を損傷し、又は滅失したときは、町長の指示に従い、原状回復に要する費用その他町に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者は、粉砕機の運搬又は使用により利用者、作業参加者又は第三者に損害が生じたときは、その責任において対応しなければならない。ただし、町の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、粉砕機の貸出しに関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。